

平成 24 年 3 月 9 日
福祉部介護保険課

地域密着型サービスにかかる市町村独自報酬の設定について

練馬区では、平成 21 年 10 月から平成 24 年 3 月まで小規模多機能型居宅介護について市町村独自の報酬（以下「独自報酬」という。）を設定しているところであるが、下記のとおり平成 24 年 4 月以降も同じ要件で独自報酬の設定を継続する。

記

- 1 独自報酬の算定要件
別紙 1 のとおり
- 2 独自報酬算定状況および登録者数一覧
別紙 2 のとおり
- 3 設定を継続する理由
 - (1) 第 5 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においても小規模多機能型居宅介護事業所の整備を予定しており、独自報酬算定を事業所整備誘致の呼び水とする。
 - (2) 既設事業所について、平成 24 年 2 月 1 日の登録者数平均が 16 名であり、安定的な運営のための水準とされる登録者数 21 名を下回っており、独自報酬による支援が不可欠である。
- 4 その他
 - (1) 区としては、事業所が適切に独自報酬を算定できるよう、より一層の周知および請求指導を行う。
 - (2) 夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護の介護報酬については、これまで市町村の申請に対する厚生労働大臣の認定を受けた上で、独自報酬の設定が可能とされてきたが、介護保険法改正により、平成 24 年 4 月以降はこの認定を受けずして、市町村が独自報酬を設定できることとなった。なお、対象となるサービス及び市町村が独自に設定できる介護報酬の額の上限については次のとおり定められることが予定されている。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	500 単位／月
夜間対応型訪問介護	300 単位／月
小規模多機能型居宅介護	1,000 単位／月
複合型サービス	1,000 単位／月

定期巡回・随時対応型訪問介護看護など他サービスについては、事業の実施状況や他区市町村の動向などを踏まえつつ独自報酬の設定を検討する。